

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年3月28日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)			—
アブラナ科の花巻類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シイタケ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。)		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(木山屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサツツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワハミヅイ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成30年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうら東京電力株式会社金井発電所の上流(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(稚養を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(稚養を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金井発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(稚養を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金井発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(稚養を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物10種 ^{※10}	最大高潮時海岸線上帝城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海		—
牛の肉 ^{※11}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※12}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		—
ノワザギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*1 南相馬市(平成24年3月)と北相馬町(平成25年3月)に設置された「帰還困難区域」に限る。・萬葉原(平成25年4月1日付で指名により設置された「帰還困難区域」に限る)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付で指名により設置された「帰還困難区域」に限る)、萬原村(平成25年3月7日付で指名により設置された「帰還困難区域」に限る)。

*2 南都市(市)平成24年3月30日付指名表示により設置された帰還困難区域に限る。)、高町市(平成24年3月7日付指名表示により設置された帰還困難区域に限る。)、新町市(平成24年3月30日付指名表示により設置された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付指名表示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯野町(平成24年4月15日付指名表示により設置された帰還困難区域に限る。)

*4 福島県福島市(旧郡)、田村市(旧郡)、伊達郡(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、須賀川市(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、相馬市(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、木曾岬町(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、磐梯郡(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、猪苗代町(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、川俣町(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、川俣町(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)、大熊町(旧郡)の区域に限る。(いわき市(旧郡)の区域に限る。)

*5 福島県相馬市平成24年3月20日付指示により設置された福島県東北区域に限る。川俣町は平成25年7月8日付指示により設置された福島県東北区域に限る。柏原町・富岡町(平成25年7月4日付け指示により設定された福島県東北区域に限る)、

※6 福岡県福岡市(平成24年3月30日付)指示により指定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川町(平成25年3月7日付)指示により設置された避難区域を除く区域に限る)、大野町(平成25年5月7日付)指示により設置された避難区域を除く区域に限る)、波江町(平成25年3月7日付)指示により設置された避難区域を除く区域に限る)、川内町(平成24年3月30日付)指示により設置された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、藪尾町(平成25年3月7日付)指示により設置された避難区域を除く区域に限る)、波江町(平成24年4月15日付)より設置された避難区域を除く区域に限る)。

※7 「横浜市」(平成24年3月30日付)における「にじょうすけ」は、住民登録区域と避難指定区域に限る。川根町、「平成25年3月7日付」に「にじょうすけ」は、避難指定区域と解除区域に限る。椎名町、「平成25年3月7日付」に「にじょうすけ」は、避難指定区域と解除区域に限る。宮前町、「平成25年3月7日付」に「にじょうすけ」は、避難指定区域と解除区域に限る。南陽町、「平成25年3月7日付」に「にじょうすけ」は、避難指定区域と解除区域に限る。志賀町、「平成25年3月30日付」に「にじょうすけ」は、避難指定区域と解除区域に限る。志賀町、「平成25年3月7日付」に「にじょうすけ」は、避難指定区域と解除区域に限る。

※9 福島県(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、宮城県(平成24年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、茨城県(平成24年4月10日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、及川崎市(平成24年4月10日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

※1) 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※12 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年3月28日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰐ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧榮館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金糸橋より上流水域を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
肉	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く)
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	タケノコ	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、鉾田市、大洗町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	白立市、常陸太田市、常陸大宮市
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	イノシシの肉	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年3月28日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
肉	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
イノシシの肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

福島県		出荷制限
H23.3.21～: 下記の地域除外		
	H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	
	H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、磐石町、石川町、浅川町、平田村、古瀬町、白河市、矢吹町、桑崎村、中島村	
	H23.3.21～4.21解除: 福島市、新潟町	
	H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（福島県のうち、烏森、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）	
	田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、原町区高崎字御宇山、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、原町区高崎字星屋地、原町区高崎字星屋地、原町区高崎字七曲、原町区高崎字森、原町区高崎字七曲	
	H23.3.21～6.8解除: 高倉市、喜多方市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、原町区（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）	
	H23.3.21～10.7解除: 会津松島市、桑折町、天栄町、猪苗代町、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、磐梯町、玉川町、広野町、相葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。）	
	H23.3.21～H23.3.16解除: 川俣町（山木屋の区域に限る。）、富岡町（平成24年3月7日付け指示により設定された佛道困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された佛道困難区域を除く区域に限る。）	
原乳	H23.3.21～: 下記の地域除外	
ホウレンソウ・カキナ	H23.3.21～: 下記の地域除外	
青梗菜性茎葉野菜(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～: 下記の地域除外	
その他すべて	H23.3.21～: 下記の地域除外	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.21～: 下記の地域除外	
アブラナ科の花茎葉(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.21～: 下記の地域除外	
野菜類	H23.3.21～: 下記の地域除外	
カブ	H23.3.21～: 下記の地域除外	
落木シタケ(露地栽培)	H23.7.19～H23.7.21～: 伊達市、福島市、喜多方市、会津坂下町、猪苗代町、三島町、南会津町、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。）	
落木シタケ(施設栽培)	H23.7.22～H23.7.11解除: 新地町	
落木ナメコ(露地栽培)	H23.1.14～: 川俣町、いわき市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.8.6～: 磐石町、古瀬町、会津坂下町(福島県内に属する野生キノコに限る)	
タケノコ	H23.8.6～8.10解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須坂市、田村市、（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域に限る。）	
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.10～H23.3.6～: 伊達市(ただし、他の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(栽培計画の対象から除く。))	
ウド(野生のものに限る。)	H24.4.16～H27.7.8解除: 福島市(木屋の区域を除く。)	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年3月28日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・平成30年3月28日現在

青森県		出荷制限	
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～H27.11.20解禁。十和田市(ナラタケに限る。) H24.10.28～H27.11.20解禁。十和田市(ナラタケに限る。) H24.10.28～H27.11.20解禁。青森市(ナラタケに限る。) H25.1.1～H27.11.20解禁。静ヶ浜町(ナラタケに限る。) H25.1.26～H29.3.1解禁。南上市(ナラタケに限る。)		
	青森県普通通し尾尻燈台と北海道函館市恵山燈台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えもん町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線青森港由利本荘市最大高潮時海岸線で囲まれた地域		
	H24.8.27～H24.10.31解禁。		
	マダラ		
水産物			
岩手県		出荷制限	
タケノコ 原木クリタケ(露地栽培)	H24.8.31～一関市、奥州市 H24.8.31～露地高野菜(丁肥の地域を除く。) H25.1.30～H28.2.29解禁。陸前高田市(旧仙台町、旧庄内町、旧高田町、旧小麦村、旧竹取村及び旧米郷村の区域に限る。)		
	H24.11.2～一関市、奥州市 H24.11.2～一肥の地域を除く。奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.8.30～H27.11.10解禁。大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.8.30～H27.11.10解禁。平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.8.30～H27.11.10解禁。一関市、大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.8.30～H27.11.10解禁。金石町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.8.30～H27.11.10解禁。北上市、山内町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.8.30～H27.11.10解禁。宮城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.8.30～H27.7.17解禁。金ケ崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H25.1.10～H25.4.8解禁。	同上	
	原木ナメコ(露地栽培)		
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～H29.12.31解禁。大庭高野菜(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.10.25～H27.1.10解禁。大庭高野菜 H24.11.3～一関市、奥州市 H24.10.18～露地高野菜、平泉町 H24.10.18～露地高野菜、金石町 H24.10.18～露地高野菜、北上市 H24.10.18～露地高野菜、陸前高田市 H27.1.2～一関市 セリ(野生のものに限る。)		
	H24.5.30～H27.12.21解禁。一関市 ゼンマイ		
	H24.5.30～一関市、奥州市 H24.5.30～露地高野菜市		
	ワラビ(野生のものに限る。)		
雜穀 大豆		H25.1.4～H25.2.4一部解禁。 H25.1.13～H26.5.11解禁。一関市(旧水谷村の区域に限る。)、一関市(旧金谷村の区域に限る。)	
穀類 ソバ		H25.1.30～H27.1.10解禁。最大高潮時海岸線上から平泉町金華山界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城県福島市金華山界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 イワカ(養殖を除く。)	H24.8.30～H27.1.10解禁。最大高潮時海岸線上平泉町金華山界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸界上宮城県福島市金華山界の外線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ		
	H24.5.2～H25.1.17解禁。最大高潮時海岸線上平泉町金華山界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城県福島市金華山界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	ヒラメ	H24.8.4～H25.3.09解禁。最大高潮時海岸線上平泉町金華山界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	ウダイ	H24.5.11～H27.3.11解禁。気仙川(支流を含む。) H24.12.1～H26.7.31解禁。気仙川(支流を含む。)	
肉 牛の肉		H24.8.1～H29.3.25解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉 カマの肉		H24.4.10～金城	
シカの肉		H24.7.28～金城	
ヤマノの肉		H24.10.22～金城	
宮城県		出荷制限	
タケノコ 原木シタケ(露地栽培)	H24.5.1～H27.4.24解禁。白石市 H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の近辺に限る。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
	H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
	H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
	H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
水産物 クサソツ(二ごみ)	H24.8.27～H27.8.22解禁。色麻町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.4.27～H27.1.18解禁。名取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.4.27～H27.8.11解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.4.27～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.4.27～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.12.25解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～H27.2.25解禁。加美町		
	H24.5.1～H27.2.25解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
牛の肉		H24.8.1～H29.3.25解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉 カマの肉		H24.4.10～金城	
シカの肉		H24.7.28～金城	
ヤマノの肉		H24.10.22～金城	
福島県		出荷制限	
タケノコ 原木シタケ(露地栽培)	H24.5.1～H27.4.24解禁。白石市 H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
	H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
	H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
	H24.5.1～丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～丸森町(白石市丸森町の区域に限る。)		
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～丸森町(大崎町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
水産物 クサソツ(二ごみ)	H24.8.27～H27.8.22解禁。色麻町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.4.27～H27.1.18解禁。名取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.4.27～H27.8.11解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.4.27～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.4.27～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.12.25解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～H27.2.25解禁。加美町		
	H24.5.1～H27.2.25解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.2.25解禁。加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
牛の肉		H25.1.4～H25.3.15一部解禁。栗原市(旧金田村の区域に限る。) H25.1.16～H26.2.19解禁。栗原市(旧成沢村の区域に限る。)	
穀類 ソバ		H24.11.16～H26.4.11解禁。栗原市(旧成沢村の区域に限る。)	
水産物 クロダイ	H24.4.22～宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城県福島市企峰山頂上から正東の線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	H24.11.1～H26.4.11解禁。宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城県福島市企峰山頂上から正東の線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
	H24.4.22～H27.1.20解禁。		
	スズキ	H24.10.25～H27.11.20解禁。	
野菜類 ヒラメ	H24.5.30～H27.8.22解禁。七ヶ宿町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.2.19解禁。栗谷町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
	H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。) H24.5.1～H27.2.19解禁。大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外する。)		
水産物 マダラ	H24.5.2～H27.3.09解禁。マダラ。(1kgの重量が1.0kgを超過するものを除く。) H24.5.2～H27.4.30解禁。マダラ。(1kgの重量が1.0kgを超過するものを除く。)		
	H24.5.2～H27.6.18解禁。宮城県石巻市企峰山頂上から正東に引いた線で囲まれた海域		
	H24.5.27～H25.1.25解禁。宮城県石巻市企峰山頂上から正東に引いた五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄略堤(宮城県石巻市企峰山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域)		
	H25.2.27～H29.4.27解禁。宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
肉 インシの肉		H24.4.20～H27.3.09解禁。宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
肉 クマの肉		H24.4.20～H27.3.09解禁。宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国固有他の經濟水域の外線経、宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
肉 シカの肉		H24.12.19～H28.12.27解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)	
肉 ヤマノの肉		H24.12.20～H28.12.27解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)	
ウゲイ		H24.4.20～H27.3.09解禁。白石川(支流を含む。)	
牛の肉		H24.8.29～H25.8.29解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉 イノシの肉		H24.4.20～H27.3.09解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)	
肉 シカの肉		H24.4.20～H27.3.09解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)	
肉 シカの肉		H24.12.19～H28.12.27解禁。金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)	

※当該の箇所は、出荷制限の対象

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年3月28日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成30年3月28日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
野菜	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯舘村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）
	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象